

## 法令上の位置付け

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、従来の地球温暖化対策地域推進計画に替わって策定することが義務付けられた「地方公共団体実行計画」(同法第20条の3)
- ・埼玉県環境基本計画(2007年3月策定)の「目的達成のための分野別中期基本計画」

## 埼玉県5か年計画

・県議会の議決を経て策定する地方公共団体としての総合的な行政計画であり、個別の行政計画の上位計画になるもの  
 ・本県の目指す将来像と今後5年間に取り組む施策体系を明らかにしたもの

**計画期間** 平成24年度 ~ 平成28年度

## 計画のポイント

ゆとりとチャンス  
の埼玉プランの継承

日本再生・埼玉イニシアティブの実行

### 埼玉県が目指す将来像



将来像の実現のための  
**針路** と **12の戦略**

### 埼玉県の針路

**安心**の確立、**成長**の実現、そして**自立自尊**の埼玉へ

### ●12の戦略 (うち温暖化対策関連)

新エネルギー埼玉モデルの構築 ・ 埼玉エコタウンプロジェクト など

### ●5つの分野の施策と指標の例 (うち温暖化対策関連)

5つの分野 **環境**を守り育てる分野

16の基本目標 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

### 57の施策

1. 環境に配慮した産業社会の構築

2. 低炭素な暮らしとまちづくりの推進

3. 再生可能エネルギー活用の推進

### 指標(すべての施策に設定)

産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量

155万t ⇒ **250万t**  
[21年度] [28年度]

次世代自動車の普及割合  
3.2% ⇒ **13.0%**  
[22年度] [28年度]

住宅用太陽光発電設備の設置数  
41,637基 ⇒ **140,000**基  
[22年度末] [28年度末]

## 埼玉県環境基本計画

・5か年計画と整合を図りながら、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」などの環境部門の個別計画の上位計画として環境施策を総合的かつ計画的に推進するもの

**計画期間** 平成24年度 ~ 平成33年度 (5年を目途に見直し)

## 計画のポイント

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定(埼玉県環境基本条例第10条)

### 改正の視点

1. 地球温暖化や生物多様性など国際的な動向を踏まえる。
2. みどりの保全と再生や「川の国埼玉」など本県の特徴を踏まえる。
3. 東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの活用や放射性物質への対応を踏まえる。

### ●長期的な目標 (うち温暖化対策関連)

生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

### ●環境の保全と創造に関する施策展開の方向 (うち温暖化対策関連)

#### 施策展開

1. 地球温暖化対策の総合的推進
2. ヒートアイランド対策の推進
3. 再生可能エネルギーの活用
4. 環境に配慮した交通の実現
5. 環境を守り育てる次世代の人材育成

#### 主な施策

- さいたまエコタウンの推進
- 人工排熱の抑制対策の推進
- 太陽エネルギーの導入促進
- 次世代自動車の普及促進
- 環境学習の機会の増大